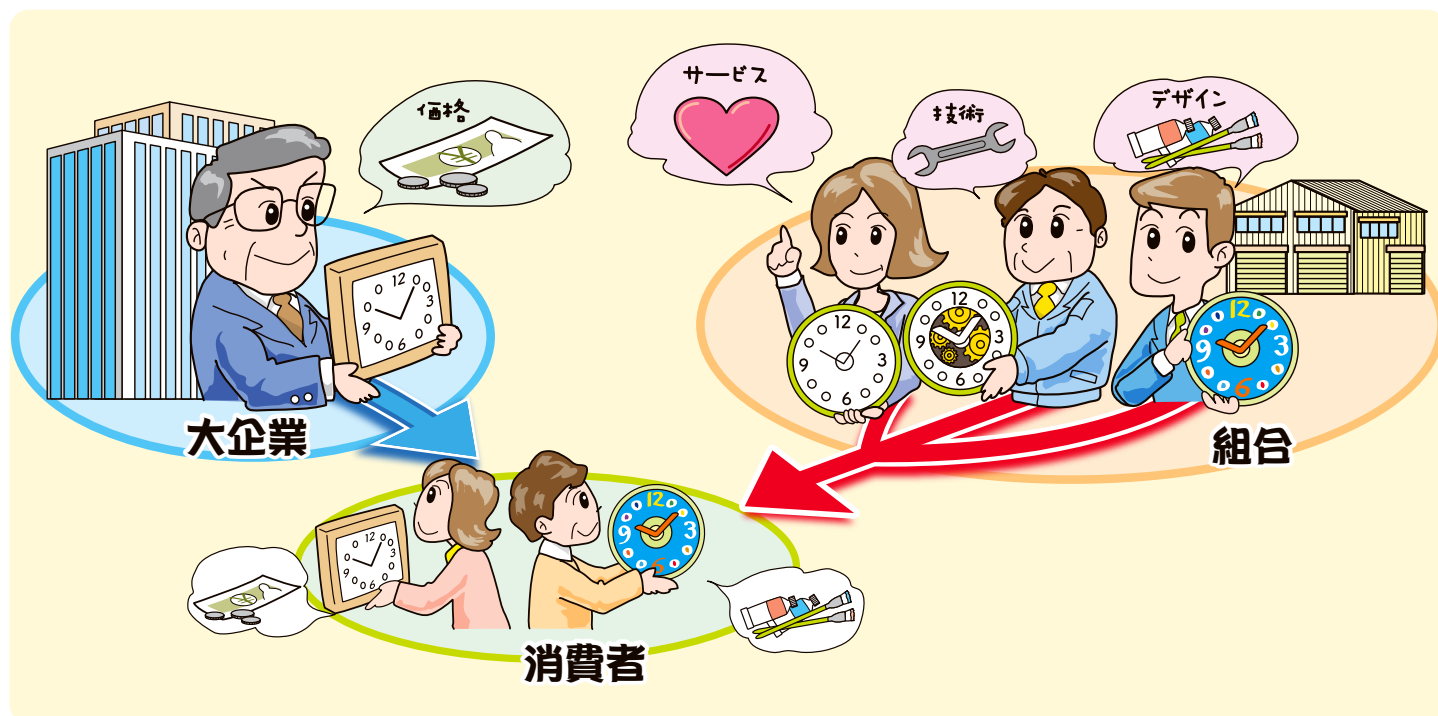


一定の**組合の行為**は独占禁止法の 適用が**免除**されますが…



組合の行為は、①一定の要件を備え、かつ、②法律の規定に基づいて設立された組合である場合には、独占禁止法の適用が免除されます。

ただし

こんなときは…

- 組合が組合員に対し共同経済事業への参加を強制する場合
- 組合がユーザーとの間で競争事業者と取引しないことについて取決めを行う場合
- 組合間で販売価格や販売地域について取決めを行う場合
- 組合が共同経済事業以外の事業について取決めを行う場合 …など

まずはお近くの
商工会議所・商工会に御相談ください！

1 組合に対する独占禁止法の適用除外

- 組合は組合員のために共同での大量生産、資材の共同購入、共同の商標を用いた宣伝・販売といった共同経済事業を行うことがあります。
- このような組合の行為は、①**一定の要件**(注1)を備え、かつ、②**法律**(注2)に基づいて**設立された組合**である場合には、カルテル・入札談合等を規制する**独占禁止法の適用が免除**されます。
- ただし、当該組合の行為が、①**不公正な取引方法を用いる場合**又は②**一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより不当に対価を引き上げることとなる場合**は、適用除外の対象外となります。
- 例えば、組合が組合員に対し、共同経済事業への参加を強制する場合、組合がユーザーとの間で競争事業者と取引しないことについて取決めを行う場合等には独占禁止法上問題となるおそれがあります。

(注1)①小規模の事業者の相互の助け合いを目的としていること、②任意に設立され、組合員の加入脱退が自由であること、③組合員が平等の議決権を持っていること、④利益の配分の限度が法令が定款に定められていることの4つです。

(注2)中小企業等協同組合法、農業協同組合法等です。

※ 大企業を含む組合の場合は、公正取引委員会への届出が必要となる場合があります。

2 独占禁止法相談ネットワーク

- 独占禁止法及び下請法に関する中小事業者の皆さまのための身近な相談窓口です。
- 公正取引委員会と商工会議所・商工会との連携により運営しています。
- まずはお近くの**商工会議所・商工会**へ御相談ください。必要に応じ、公正取引委員会の窓口へおつなぎいたします。

<本件に関する問い合わせ先:お近くの商工会議所・商工会へ>

公正取引委員会に直接相談することもできます

☎ **03-3581-5471 (代表)**

公正取引委員会事務総局

〒100-8987 東京都千代田区霞ヶ関 1-1-1

中央合同庁舎第6号館B棟

- ・優越的地位の濫用・下請法：企業取引課
- ・独占禁止法：相談指導室

北海道事務所・総務課

東北事務所・総務課

中部事務所・総務課

近畿中国四国事務所・総務課

中国支所・総務課

四国支所・総務課

九州事務所・総務課

内閣府沖縄総合事務局・公正取引室

☎ 011-231-6300

☎ 022-225-7095

☎ 052-961-9421

☎ 06-6941-2173

☎ 082-228-1501

☎ 087-834-1441

☎ 092-431-5881

☎ 098-866-0049



公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission



こちらも
御覧ください

「1分で分かる! 独禁法」
～独占禁止法相談ネットワーク編
～優越的地位の濫用編
～下請法編